

府監第1787号
令和8年2月9日

＊＊＊＊＊様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和8年1月21日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

令和8年2月8日を投票日として実施される大阪府知事選挙（以下「本件選挙」という。）に関する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）に基づき支出される選挙執行経費

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

本件選挙は、①衆議院議員総選挙と同日に実施されることにより、ポスター掲示板の削減や選挙事務のひっ迫を招き、選挙の実効性を著しく低下させており、②実質的に対立候補不存在で行われることが見込まれ、あえて任期途中で辞職し、多額の公金を投じてまで実施する必要性が認められず、③世論調査において「納得できない」とする回答が「納得できる」を大きく上回っており府民の理解を得られていないことから、知事に認められた裁量権を著しく逸脱・濫用したもので、これに係る公金支出は、不当であり、かつ違法の疑いが強い。

3 求める措置の内容

- (1) 本件選挙に係る公金支出が不当であることの確認
- (2) 不当な支出の差止め又は是正措置
- (3) 再発防止に関する勧告

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 地方自治法第242条第1項の要件について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

2 判断

- (1) 請求人は、本件選挙は、知事が任期途中で辞職することに伴い実施されるものであるが、知事に認められた裁量権を著しく逸脱・濫用したものであり、これに係る公金支出は不当であり、かつ違法の疑いが強いとして、不当な支出の差止め又は是正措置等を求めている。
- (2) 法第145条は、「普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては30日（中略）までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。」旨を規定するところ、当該規定のほかに、知事がその任期中に退職することを制限する規定は存在しない。

一方、公選法第111条第1項では、知事が議長に退職の申出を行った場合、議長はその旨を選挙管理委員会に通知することとされ、公選法第114条では、通知を受けた選挙管理委員会は、選挙の期日を告示して、選挙を行わせなければならぬこととされている。

公選法は、第89条第1項本文において「国若しくは地方公共団体の公務員（中略）は、在職中、公職の候補者となることができない。」と定め、第90条において「前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、（中略）第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。」旨を定めるところ、法及び公選法では、知事が、その任期中に、かかる公職の候補者となることを制限する規定は存在しない。

前府知事は、令和8年1月16日に府議会議長に退職の申出を行い、同月22日に告示された本件選挙に、同日立候補の届出をしたことにより失職したものである。

以上によれば、本件において、前府知事が任期途中で辞職することが法令に違反するものとは明らかに認められず、本件選挙に係る公金支出は、違法又は不当であるとはいえない。

また、上記の違法又は不当事由のほかに、違法又は不当の理由については、

何ら摘示されていない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。